

1. 趣旨

この要領は、個人のプライバシー保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成する為、朝日が丘自治会が陽光台4丁目に設置する防犯カメラの設置運用についての必要事項を定め、その適正な運用を図ることを目的とする。

2. 設置目的

防犯カメラは、陽光台4丁目の犯罪防止や事故防止の為に設置する。

3. 設置の場所

- ‘(1) 防犯カメラは、陽光台4丁目地域内 に順次設置する。
- ‘(2) 防犯カメラの撮影区域で見やすい位置に「防犯カメラ作動中」の表示板を掲示する。
また表示板には、設置者名を記載するものとする。

4. 管理責任者

- ‘(1) 防犯カメラの適正な設置・運用を図るため、管理責任者を指定するものとする。
- ‘(2) 管理責任者は、朝日が丘自治会長とする。
- ‘(3) 管理責任者は、防犯カメラの操作取扱者を指定するものとする。
- ‘(4) 操作取扱者は、管理責任者が指定した者とする。

5. 画像の管理

記録された画像は、防犯カメラ内蔵の記録媒体で約10日間保存され、その後順次上書きされる。画像が必要な場合は、指定された操作取扱者がウェブ経由でダウンロードし適正に管理する。

6. 画像の利用及び提供の制限

記録された画像は、設置目的以外には利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者へ閲覧、または提供しないものとする。

- ‘(1) 捜査機関から犯罪・事故の捜査等の為に情報提供を求められた場合。
- ‘(2) 法令に基づく場合。
- ‘(3) 人の生命・財産に関する緊急の必要性がある場合。

その場合、提供を求めた者の身分証明書の提出等、身元確認を行う事とする。

7. 問合せ・苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する問い合わせや苦情には、誠実かつ迅速に対応することとする。

8. 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、3か月ごとに点検を行う。